

製品安全データシート

1. 製品名及び製造者情報

製造者情報

会社名	日研株式会社	住所	神奈川県高座郡寒川町倉見530-1
担当部門	技術部	担当者	北村 真也
電話番号	0467-75-2421	Fax番号	0467-74-9955
作成者	小林 隆昭	作成/改訂	2013年1月31日/2022年 8月 27日

製品情報

製品名	: G1-95W
種類	: 無機系塗料
用途	: 木材用 耐久性 耐薬品性 着色塗料

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分2
	自己発熱性化学品	区分に該当しない
健康に対する有害性	金属腐食性化学品	区分に該当しない
	急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(経皮)	区分5
	急性毒性(吸入:蒸気)	区分に該当しない
	皮膚腐食性/刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	区分2A
	呼吸器感作性	分類できない(使用顔料により区分1)
	皮膚感作性	区分1
	生殖細胞変異原性	区分に該当しない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	区分1B
環境に対する有害性	特定標的臓器(単回暴露)	区分1(視覚器、全身毒性、中枢神経系) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)
	特定標的臓器(反復暴露)	区分1(視覚器、聴覚器、中枢神経系、血液) 区分2(脾臓、肝臓、呼吸器)
	誤えん有害性	分類できない
	水性環境急性有害性	区分外(使用顔料により区分2)
	水性環境慢性有害性	区分外(使用顔料により区分2)
	(上記で記載が無いものは、分類できない、区分に該当しない)	

ラベル要素
絵表示

(使用顔料により記載することがある)

注意喚起語
危険有害性情報

危険

- H225 引火性の高い液体および蒸気
 H302 飲み込むと有害
 H313 皮膚に接触すると有害のおそれ
 H315 皮膚刺激
 H319 強い眼刺激
 H334 吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ
 H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
 H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
 H370 視覚器、全身毒性、中枢神経系の障害
 H335 呼吸器への刺激のおそれ
 H336 眠気またはめまいのおそれ
 H372 長期にわたる又は反復ばく露による血液、視覚器、中枢神経系、聴覚器の障害
 H373 長期にわたる又は反復ばく露による呼吸器、肝臓、脾臓の障害のおそれ
 H401 水生生物に毒性
 H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

【予防策】

- P203 使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。
 P210 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 P233 容器を密閉しておくこと
 P235 涼しいところに置くこと。
 P240 容器を接地しアースを取ること。
 P241 防爆型の電気機器・換気装置・照明装置を使用すること。
 P242 火花を発生しない工具を用いること。
 P243 静電気放電に対する予防措置を講じること。
 P260 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 P261 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
 P263 妊娠中および授乳期中は接触を避けること。
 P264 取扱後はよく手を洗うこと。
 P270 この製品を使用するときは、飲食または喫煙をしないこと。
 P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 P273 環境への放出を避けること。
 P280 保護手袋、保護衣、保護眼鏡・保護面を着用すること。
 P284 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

【(緊急時)対応】

- P370+P378 火災の場合は適切な消化方法(5. 火災時の措置参照)をとること。
 P301+P317 飲み込んだ場合、医療処置を受けること。

P302+P317 皮膚に付着した場合、医療処置を受けること。
 P304+P316 吸入した場合、すぐに救急の医療処置を受けること。
 P305+P317 眼に入った場合 医療処置を受けること
 P308+P316 暴露またはその懸念がある場合、すぐに救急の医療処置を受けること。
 P304+P340 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 P303+P361+P353 皮膚または髪に付着した場合 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。取り除くこと。接触部位を水またはシャワーで洗うこと。
 P305+P351+P338 眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 P318 ばく露またはその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。
 P319 気分が悪い時は、医療処置を受けること。
 P337+P317 眼の刺激が続く場合、医療処置を受けること。
 P302+P352 皮膚についた場合、多量の水で洗うこと。
 P302+P362+P364 皮膚についた場合、汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 P333+P317 皮膚刺激または発疹が生じた場合、医療処置を受けること。
 P342+P316 呼吸に関する症状が出た場合、すぐに救急の医療処置を受けること。
 P332+P317 皮膚刺激が生じた場合、医療処置を受けること。
 P333+P317 皮膚刺激または発疹が生じた場合、医療処置を受けること。
 P391 漏出物を回収すること。

【保管】 P403 換気の良い場所で保管すること P233 容器を密閉しておくこと。
 P235 涼しいところに置くこと。 P405 施錠して保管すること。

【廃棄】 P501 製品や空容器の廃棄を外部に委託するときは、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別: 混合物

成分名	CAS No.	含有量 %	備考
メタノール	67-56-1	15-25	
イソプロパノール	67-63-0	25-35	
1-ブタノール	71-36-3	1-10	
アルキルオキシシラン		10-20	
アルミナ		1-5	
無機顔料(酸化チタン等)		15-25	
酢酸	64-19-7	1以下	
水・その他		1-10	
合計		100	

4. 応急処置

吸入した場合

・被災者を直ちに空気の新鮮な場所へ移動し、毛布等で保温して安静にすること。(被災者を救急する者は空気呼吸器等必要な保護具を着用して、二次災害を防止する。)

- ・呼吸していて嘔吐がある場合には、頭を横向きにすること。
- ・呼吸困難または呼吸が止まっている場合は、衣類を緩め、呼吸気道を確保した上で直ちに人工呼吸を行い、速やかに医師の手当てを受けること。
- ・症状が悪化したり、継続したりする場合は医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

- ・付着物を布で拭き取り水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とすこと。
- ・溶剤・シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、できるだけ速やかに医師の診断を受けること。
- ・汚染された衣服を脱ぎ、再使用する前に洗濯すること。

目に入った場合

- ・直ちに15分以上、清浄な流水でまぶたの裏まで十分に洗浄すること。
- ・コンタクトレンズを使用している場合には、固着していないかぎり取り除いて洗浄を続けること。
- ・異常が見られたら直ちに医師の手当てを受けること。

飲み込んだ場合

- ・水で口の中をよく洗浄すること。
- ・直ちに医師の診断を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。

予想される急性症状及び遅発性症状

- ・咳、頭痛、めまい、息切れ、嘔吐、下痢、腹痛、意識喪失。
- ・症状は遅れて発現することがあり、医学的な経過観察が必要である。

応急措置をする者の保護

- ・医療スタッフに物質が何であるかを伝え、自身の保護措置にも気をつけさせること。
- ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

5. 火災時の措置

使用可能消火剤

- ・粉末、炭酸ガス、耐アルコール性泡

使ってはならない消火剤

- ・棒状の水の直接放射(火災を拡大するおそれあり)

火災時の特有の危険有害性

- ・加熱及び火災により有害な蒸気、ガスが生成されることがある。

消火方法

- ・適切な保護具(耐熱性着衣など)を使用する。
- ・可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
- ・適切な消火剤を風上より散布し鎮火に努める。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・付近の着火源、高温体及び可燃物を素早く取り除く。
- ・屋内の場合には、処理が終わるまで十分換気をする。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにする。
- ・作業の際には適切な保護具(手袋、防護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
- ・着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。
- ・風上に留まり、低地からは離れる。

環境に対する注意事項

- ・河川へ排出され環境への影響を起さないように注意する。

回収、中和

- ・乾燥砂、土など不燃性のものに吸収させて回収する。
- ・大量の流出には盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- ・漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物・廃棄物などは関係法規に基づき処理する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取扱い

- ・屋外または換気の良い場所で取り扱う。
- ・容器はその都度密栓する。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・作業中は帯電防止型の作業服、靴を使用する。
- ・静電気対策のため装置等は接地し電気器具類は防爆型(安全増型)を使用する。
- ・工具は防爆型のものを使用する。
- ・皮膚、粘膜または着衣に触れたり目に入らないように適切な保護具を着用する。
- ・取り扱い後は手、顔等を良く洗い休憩所などに手袋等の汚染保護具を持ち込まない。

保管

- ・直射日光や火気を避けること。
- ・通風の良い冷暗所に保管すること。
- ・火気、熱源、裸火のような着火源から離して保管すること。 — 禁煙。
- ・施錠して保管すること。

8. 暴露防止及び保護措置

化学名	管理濃度(ppm)	許容濃度		備考
		ACGIH(ppm)	ACGIH(mg/m ³)	
メタノール	200	200	—	
イソプロパノール	200	200	—	
1-ブタノール	25	20	—	
酢酸	—	10	—	
<u>(着色顔料として以下のものが使用されることがある)</u>				
アンチモン及びその化合物	—	—	0.5	(Sbとして)
クロム及びその化合物	—	—	0.5	(Cr(III)、Crとして)
コバルト及びその化合物	—	—	0.02	(Coとして)
酸化亜鉛	—	—	10	
酸化アルミニウム	—	—	10	
酸化チタン(IV)	—	—	10	
酸化鉄	—	—	5	
銅及びその化合物	—	—	1	(Cuとして)
ニッケル及びその化合物	—	—	0.2	(Niとして)
マンガン及びその化合物	—	—	0.2	(Mnとして)

これら成分は分散液として存在するため通常使用するときには粉塵としての危険性は無い。

設備対策

- ・製造業者が指定する防爆の電気、換気、照明機器を使用すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・排気装置を取り付けて蒸気が滞留しないようにすること。
- ・取り扱い場所の近くには高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。
- ・屋内作業の場合には作業者が直接暴露されないように局所排気装置などを取り付けること。
- ・タンク内部などの密閉場所で作業する場合には密閉場所、特にその低部まで十分に換気できる装置を取り

付けること。

- ・装置は耐腐食性のある材料を使用すること。

保護具

呼吸器の保護具

- ・有機ガス用防毒マスクを着用すること。
- ・密閉された場所では送気マスクを着用すること。

眼の保護具

- ・適切な保護メガネ(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。

皮膚の保護具

- ・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。

その他の保護具

- ・水、化学薬品の透過しないエプロン等の着衣を使用する。

衛生対策

- ・取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 製品の物理的及び化学的性質

状態	液体(分散液)
色	各色
臭気	溶剤臭(アルコール臭)
沸点	データ無し(但し、64. 7°C(メタノール)～117. 5°C(1-ブタノール))
引火点	データ無し(但し、イソプロパノールは11. 7°C(密閉式))
発火点	データ無し(但し、イソプロパノールは456°C)
爆発範囲	データ無し(但し、イソプロパノールは下限2vol%、上限12vol%)
蒸気圧	データ無し(但し、イソプロパノールは4. 4kPa(20°C))
比重	0. 9～1. 2
pH値	3～5
その他	溶剤以外は水不溶性(水で沈殿を生ずる)

10. 安定性及び反応性

安定性

- ・通常の温度、圧力の条件下では安定である。

危険有害反応可能性

- ・酸化性物質との混合により加熱、発火、爆発する恐れ有り。
- ・蒸気は空気と爆発性混合ガスをつくる。

避けるべき条件

- ・(塗料自体での)加熱、蒸気の漏洩。

混触危険物質

- ・酸化剤、強アルカリ

燃焼などによる有害ガス発生

- ・一酸化炭素、二酸化炭素など

11. 有害性情報

メタノール

急性毒性	経口	マウス	LD ₅₀	7300mg/kg
	経口	ラット	LD ₅₀	5628mg/kg
	経皮	ラビット	LD ₅₀	15800mg/kg
	吸入	ラット	LC ₅₀	64000ppm/4H

- ・飲み込むと有害のおそれ。

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性

- ・強い眼刺激。

生殖毒性

- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い。

特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)

- ・中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害。
- ・過剰暴露の兆候及び症状は眠気及び意識喪失等の中枢神経系作用のことがある。
- ・眠気またはめまいのおそれ。
- ・麻酔作用を有する。
- ・呼吸器への刺激のおそれ。

特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)

- ・長期または反復暴露による中枢神経系、視覚器の障害。

イソプロピルアルコール

急性毒性	経口	マウス	LD ₅₀	3600mg/kg
	経口	ラット	LD ₅₀	5045mg/kg
	経皮	ラビット	LD ₅₀	12800mg/kg
	吸入	ラット	LC ₅₀	16000ppm/8H

- ・飲み込むと有害。
- ・皮膚に接触すると有害のおそれ。

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性

- ・強い眼刺激。

発がん性

- ・グループ3(IRAC)、A4(ACGIH)に分類されている。
- ・IRAC グループ3(ヒトに対する発がん性については分類できない)

生殖毒性

- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い。

特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)

- ・中枢神経系、腎臓、全身毒性の障害。
- ・呼吸器への刺激のおそれ。

特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)

- ・長期または反復暴露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ。

吸引性呼吸器有害性

- ・飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ。

1-ブタノール

急性毒性	経口	マウス	LD ₅₀	2680mg/kg
	経口	ラット	LD ₅₀	790mg/kg
	経皮	ラビット	LD ₅₀	3400mg/kg
	吸入	ラット	LC ₅₀	8000ppm/4H

- ・飲み込むと有害。
- ・皮膚に接触すると有害のおそれ。

皮膚腐食性・刺激性

- ・皮膚刺激。

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性

- ・強い眼刺激。

特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)

- ・眠気またはめまいのおそれ。
- ・呼吸器への刺激のおそれ。

特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)

- ・長期または反復暴露による中枢神経系、聴覚器の障害のおそれ。
- 吸引性呼吸器有害性

- ・飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ。

アルキルオキシシラン

急性毒性	経口	ラット	LD ₅₀	12500mg/kg	
皮膚刺激性	開放	ラビット		500mg	弱刺激性
眼刺激性		ラビット		500mg/24H	弱刺激性

(無機顔料として以下のものが使用されることがある)

クロム及びその化合物(三価クロムとして)

呼吸器感作性

- ・既存分類情報に基づく、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会はクロムを呼吸器感作性がある物質、日本産業衛生学会はクロム(注)を気道感作性物質「第2群」に分類している。これらの既存分類は本物質を明示していないものの、クロム化合物をも含むと考えられる。したがって、クロム化合物である本物質も呼吸器感作性を有すると考えられ、区分1とした。

皮膚感作性

- ・既存分類情報に基づく、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会はクロムを皮膚感作性がある物質、日本産業衛生学会はクロム(注)を皮膚感作性物質「第1群」に分類している。これらの既存分類は本物質を明示していないものの、クロム化合物をも含むと考えられる。したがって、クロム化合物である本物質も皮膚感作性を有すると考えられ、区分1とした。

発がん性

- ・ACGIH A4

コバルト及びその化合物(酸化コバルトとして)

急性毒性	経口	ラビット	LD ₅₀	>2500mg/kg
------	----	------	------------------	------------

発がん性

- ・IRAC グループ2B(ヒトに対する発がん性があるかもしれない)

酸化亜鉛

急性毒性	経口	ラビット	LD ₅₀	7950mg/kg
	吸入	ラビット	LD ₅₀	2500mg/m ³

酸化アルミニウム

発がん性

- ・ACGIH A4

酸化チタン

皮膚腐食性/刺激性成分データ	ヒト	0.3mg/3D-I;MILD
----------------	----	-----------------

発がん性

- ・IRAC グループ2B(ヒトに対する発がん性があるかもしれない)

特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)

- ・長期または反復暴露による肺への障害

酸化鉄

発がん性

- ・IRAC グループ3

ニッケル及びその化合物

呼吸器感作性

- ・気道感作性物質に分類されている。

皮膚感作性

- ・皮膚感作性物質に分類されている。

発がん性

- ・IRAC グループ1(ヒトに対して発がん性である)

・ACGIH A1

特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)

- ・ニッケル化合物の職業暴露作用量に近い量での暴露でも呼吸器経路の刺激性の変性の要因となりうる。長期間の高濃度暴露は肺胞の過形成、線維化を引き起こすと考えられる。

マンガン及びその化合物

急性毒性 経口 ラット LD₅₀ >5000mg/kg

※ 無機顔料中の成分として金属化合物の情報を参考に記載しましたが、使用している無機顔料は安定かつ均一な結晶構造を有する金属化合物の複合体で、CAS、EINECS、ColorIndex等では単一化合物として登録されているものです。従って、本製品はこれら無機顔料の既存分類に必ずしも該当するものではなく有害性を証明するものではありません。

(上記で記載が無い成分は、データ無し)

12. 環境影響情報

メタノール

水性環境急性有害性 甲殻類 ブラインシュリンプ LC₅₀ 900.73mg/L/24H

水性環境慢性有害性 難水溶性でなく、急性毒性が低いことから区分外。

イソプロパノール

水性環境急性有害性 魚類 ヒメダカ LC₅₀ >100mg/L/96H

水性環境慢性有害性 難水溶性でなく、急性毒性が低いことから区分外。

1-ブタノール

水性環境急性有害性 魚類 ヒメダカ LC₅₀ >100mg/L/96H

水性環境慢性有害性 難水溶性でなく、急性毒性が低いことから区分外。

(無機顔料として以下のものが使用されることがある)

クロム及びその化合物(三価クロムとして)

水性環境急性有害性 甲殻類 オオミジンコ LC₅₀ 0.162mg/L/48H

水性環境慢性有害性

急性毒性が区分1、金属化合物であり水中での挙動および生物蓄積性が不明であるため、区分1とした。

酸化チタン

水性環境急性有害性 甲殻類 オオミジンコ LC₅₀ >1000mg/L/48H

水性環境慢性有害性 データ無し

※ 無機顔料中の成分として金属化合物の情報を参考に記載しましたが、使用している無機顔料は安定かつ均一な結晶構造を有する金属化合物の複合体で、CAS、EINECS、ColorIndex等では単一化合物として登録されているものです。従って、本製品はこれら無機顔料の既存分類に必ずしも該当するものではなく有害性を証明するものではありません。

(上記で記載が無い成分は、データ無し)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

- ・廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと
- ・都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- ・廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上、処理を委託する。

汚染容器及び包装

- ・容器は清浄にしてリサイクルするか関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・空容器を廃棄する場合は内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類	クラス3(引火性物質)
指針番号	128
国連番号	1263
品名(国連輸送品名)	塗料
海洋汚染物質	非該当

国内規制

- ・「15. 適用法令」を参照

輸送の特定の安全対策及び条件

- ・直射日光を避け、漏洩がないことを確認すること。
- ・混触危険物(「危険性情報(安定性・反応性)」を参照)との混載はしないこと。
- ・転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。
- ・危険物または危険物を収納した容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬すること。
- ・危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等の災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずること。

15. 主な適用法令

船舶安全法	引火性液体類(危険則第2、3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
消防法	危険物第4類引火性液体 アルコール類(法第2条第7項危険物別表第1)
労働安全衛生法	特定化学物質「管理第2類物質」 <ul style="list-style-type: none"> ・以下の物は使用する着色顔料の割合による <ul style="list-style-type: none"> マンガン及びその化合物 三酸化二アンチモン コバルト及びその無機化合物 ニッケル化合物
	名称等を通知すべき有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) <ul style="list-style-type: none"> (政令番号189号 酸化アルミニウム) (政令番号494号 イソプロパノール)
	・以下の物は使用する着色顔料の割合による <ul style="list-style-type: none"> (政令番号 38号 アンチモン及びその化合物) (政令番号142号 クロム及びその化合物) (政令番号172号 コバルト及びその化合物) (政令番号188号 酸化亜鉛) (政令番号189号 酸化アルミニウム) (政令番号191号 酸化チタン(IV)) (政令番号192号 酸化鉄) (政令番号379号 銅及びその化合物) (政令番号418号 ニッケル及びその化合物) (政令番号550号 マンガン及びその化合物)
	名称等を表示すべき有害物(法第57条第1項、施行令第18条) <ul style="list-style-type: none"> (政令番号189号 酸化アルミニウム) (政令番号2号の3 イソプロパノール)
	・以下の物は使用する着色顔料の割合による <ul style="list-style-type: none"> (政令番号 38号 アンチモン及びその化合物) (政令番号142号 クロム及びその化合物)

	(政令番号172号 コバルト及びその化合物)
	(政令番号188号 酸化亜鉛)
	(政令番号189号 酸化アルミニウム)
	(政令番号191号 酸化チタン(IV))
	(政令番号192号 酸化鉄)
	(政令番号379号 銅及びその化合物)
	(政令番号418号 ニッケル及びその化合物)
	(政令番号550号 マンガン及びその化合物)
	危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
	第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
	腐食性液体(労働安全衛生規則第326号)
	酢酸
化学物質排出把握管理 促進法(PRTR法)	<p>・以下の物は使用する着色顔料により含有し、量は最大として記載する。</p> <p>(第1種指定化学物質 31号 アンチモン及びその化合物(アンチモンとして2%))</p> <p>(第1種指定化学物質 87号 クロム及び三価クロム化合物(三価クロムとして14%))</p> <p>(第1種指定化学物質132号 コバルト及びその化合物(コバルトとして6%))</p> <p>(特定第1種化学物質309号 ニッケル化合物(ニッケルとして5%))</p> <p>(第1種指定化学物質412号 マンガン及びその化合物(マンガンとして3%))</p> <p>第57条の1に定める名称を表示すべき物質</p> <p>ニッケル化合物(ニッケルとして5%)</p>
水質汚濁防止法	<p>第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目</p> <p>・以下の物は使用する着色顔料による</p> <p>銅含有量、クロム含有量</p>
下水道法	<p>施行令第9条の4 水質基準物質</p> <p>・以下の物は使用する着色顔料による</p> <p>銅及びその化合物、クロム及びその化合物</p>
農用地汚染防止法	<p>法第12条第3項 特定化学物質</p> <p>・以下の物は使用する着色顔料による</p> <p>銅及びその化合物</p>
海洋汚染防止法	<p>有害液体物質(Z類物質) (施行令別表第一)</p> <p>酢酸</p>
外国為替及び外国貿易法	<p>輸出貿易管理令別表第1の16項に該当するので、経済産業省のガイドラインの参照や 事前相談が望ましい</p>

16. その他

主な引用文献

職場のあんぜんサイト 化学物質
 国際化学物質安全性カード(ICSC)
 14303の化学物質 化学工業日報社
 労働安全衛生法対象物質全データ 化学工業日報社
 複合酸化物顔料工業会web

注意

記載内容は現時点で入手できた資料、情報、データ等に基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。含有量、物理化学的性質、危険性、有害性等に関してはいかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の手配を前提としたものであって、特殊な手配をする場合は用途・用法に適した安全対策を実施の上ご利用下さい。危険性有害性報告等の評価は十分とはいえませんので手配には十分注意して下さい。